

水産防疫対策要綱

令和2年12月21日

農林水産省

目 次

	頁
I 水産防疫対策の基本的な考え方	
1 水産防疫対策要綱の趣旨	1
2 水産防疫対策の推進方向及び関係者の果たすべき役割	2
3 新疾病への対応	18
4 特定疾病以外の定着している疾病への対応	20
別紙：生きている食用水産動物のうち輸入許可を受ける必要がない国内の保管施設 にかかると要件	21
別記1：輸入水産動物の着地検査指針	23
別記2：特定疾病等のサーベイランス指針	29
別記3：養殖場における衛生対策指針	33
別記様式1～11	37～49
II 病性鑑定指針	
1 魚類	
(1) ウイルス性出血性敗血症(IVa型を除く。)(VHS)	52
(2) サケ科魚類のアルファウイルス感染症	56
(3) 流行性造血器壊死症(EHN)	59
(4) ピシリケッチア症	63
(5) レッドマウス病	66
(6) 旋回病	69
(7) コイ春ウイルス血症(SVC)	72
(8) コイヘルペスウイルス病(KHVD)	78

(9) マダいのグルゲア症	84
---------------	----

2 甲殻類

(1) イエローヘッド病	88
(2) 壊死性肝膵炎 (NHP)	91
(3) タウラ症候群 (TS)	94
(4) 伝染性皮下造血器壊死症 (IHHN)	97
(5) 急性肝膵臓壊死病 (AHPND)	100
(6) 伝染性筋壊死症 (IMN)	103
(7) バキュロウイルス・ペナエイ感染症	106
(8) エビの潜伏死病 (CMD)	109
(9) 鰓随伴ウイルス病 (GAV)	112
(10) モノドン型バキュロウイルス感染症	115

3 貝類

(1) アワビヘルペスウイルス感染症	119
(2) アワビの細菌性膿疱症	122
(3) カキヘルペスウイルス 1 型変異株感染症 (μ var に限る。)	125
(4) パーキンサス・クグワディ感染症	128
(5) マボヤの被囊軟化症	131

I 水産防疫対策の基本的な考え方

I 水産防疫対策の基本的な考え方

1 水産防疫対策要綱の趣旨

近年、我が国に輸入される水産動物が多様化する中、我が国の水産業に多大な被害を及ぼすリスクの高い新たな伝染性疾病が世界各国で確認されている。これらの疾病の我が国への侵入を未然に防止するとともに、万が一発生した場合であっても早期に発見し、迅速なまん延防止措置により、被害を最小限に止めるための水産防疫体制を整備することが不可欠である。このため、平成 26 年 8 月に、水産防疫専門家会議を設置し、国内外の疾病関連情報を広く収集するとともに、水産動物疾病に関する専門家の助言を得て、科学的知見に基づくリスク評価を実施した。リスク評価の結果を踏まえ、平成 28 年 1 月に水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林水産省令第 44 号。以下「水資法規則」という。）及び持続的養殖生産確保法施行規則（平成 11 年農林水産省令第 31 号。以下「持続法規則」という。）を改正し、水資法規則第 1 条の 2 第 1 項の表に掲げる水産動物及び輸入防疫対象疾病、水資法規則第 1 条の 5 の表に掲げる期間並びに持続法規則第 1 条の表に掲げる水産動植物及び特定疾病を見直し、水際防疫及び国内防疫を強化したところである。

本要綱は、これらの疾病の発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合であっても、迅速かつ的確なまん延防止措置を講じるため、国が我が国の水産防疫体制全般を総括的に調整しつつ、水産防疫に関わる全て

の関係者が一体となって防疫に取り組むための基本方向を示すものである。

2 水産防疫対策の推進方向及び関係者の果たすべき役割

(1) 国内外の疾病に関する情報の収集及び関係者間の共有

①防疫対策の推進方向

輸入防疫対象疾病及び特定疾病（以下「対象疾病」という。）等の国内発生を未然に防止し、万が一発生した場合であっても、迅速かつ的確に防疫措置を講じていくためには、国、都道府県、水産防疫に関する検査・指導等を行う都道府県の水産試験場等（以下「魚病指導機関」という。）、養殖業者（持続法規則第1条の表に掲げる水産動物であって、生きているものを飼育する養殖業者を指す。なお、放流種苗を生産する者を含む。）、研究者等の関係者が連携して対応していくことが不可欠である。そのためには、水産業に多大な被害を及ぼすリスクの高い国内外の新興疾病をはじめとする各種疾病の発生状況、各国で実施している発生予防、防疫措置等に関する情報を日頃から関係者で共有し、一体となつて水産防疫に対する意識を高め、的確な防疫対応に備えることが必要であることから、関係者間の緊急連絡体制、情報伝達体制について整備する。

②関係者の果たすべき役割

ア 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）は、各国から OIE 等に報告された疾病発生に関する緊急通報、報告等を収集するとともに、各国における疾病の発生

状況や防疫措置について注視しつつ、必要に応じて関係国政府に対して情報提供依頼を行うとともに、収集した情報の内容を整理し、必要に応じて、関係者（水産庁、動物検疫所、都道府県、魚病指導機関、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所（以下単に「水産技術研究所」という。）、水産防疫専門家会議等）で共有する。

イ 畜水産安全管理課は、都道府県等と連携し、国内における疾病の発生状況等をはじめとする各種疾病関連情報を広く収集し、必要な情報について関係者間で共有する。

ウ 研究機関（国立研究開発法人水産研究・教育機構、水産動物疾病の専門家を有する大学等）は、水産業に多大な被害を及ぼすリスクの高い国内外の新興疾病をはじめとする各種疾病に関する科学的知見の収集に努め、必要な情報を畜水産安全管理課等と共有する。

（2）輸入防疫対象疾病の水際防疫

①防疫対策の推進方向

海外から水産法規則で定められた輸入防疫対象疾病が我が国に侵入することを未然に防止するため、水産法規則第1条第2項第1号及び第2号に掲げる水産動物（以下「輸入防疫対象動物」という。）の輸入者は、輸入に当たり農林水産大臣の輸入許可を得ることが必要となる。そのため、輸入者は、畜水産安全管理課があらかじめ輸出国政府と合意した輸入条件に基づいた輸出国政府が発行する検査証明書を添付して動物検疫所に輸入許可申請し、輸入防疫対象動物が日本に到着した際、動物検疫

所は輸入のための検査を行い、輸入防疫対象疾病にかかっているおそれがないことや輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないことを確認し、必要に応じて適切に防疫措置を講じる。

また、水産法規則第1条第1項の表に掲げる水産動物であって、生きているもののうち、食用に供するもの（別紙に示した「公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設」において保管するものを除く。）（以下「生きている食用水産動物」という。）は、輸入防疫対象動物とはならないが、輸入時の搬送に使用した水等は公共の用に供する水面に直接廃棄・排水することのないよう水産防疫上適切に処理し、さらに当該水産動物の残さを養殖用餌料へ転用しない。

②関係者の果たすべき役割

ア 畜水産安全管理課は、輸出国政府と協議の上、輸入防疫対象動物を日本向けに輸出するための必要となる要件を示した輸入条件に合意し、輸入条件に基づいた検査証明書様式を動物検疫所に通知する。また、輸入条件や検査証明書様式は必要に応じて輸出国政府と協議の上、適宜見直しを行う。

イ 動物検疫所は、別途定める「水産資源保護法の運用について」（平成19年9月19日付け19消安第3823号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、輸入防疫対象動物の輸入許可手続を実施するとともに、必要に応じて水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「水産法」という。）第14条第1項の規定に基づく管理命令、精密検査等を実施する。

ウ 畜水産安全管理課は、水産法規則第1条第2項第1号に規定する水産動物であって、養殖の用に供することを目的に輸入される生きているもの（輸入された後に、直接店頭等で観賞用として販売されるものを除く。）（以下「着地検査対象動物」という。）の輸入者、養殖関連業者等（以下「輸入者等」という。）に対して、輸入許可後に本要綱の別記1「輸入水産動物の着地検査指針」に基づく着地検査を実施する必要がある旨を周知する。

輸入者等は、着地検査を円滑に実施するために、本要綱の別記1に基づき動物検疫所及び仕向先の養殖場を管轄する都道府県に協力する。

エ 着地検査対象動物の仕向先の養殖場を管轄する都道府県は、動物検疫所による輸入許可手続後、当該輸入動物について、本要綱の別記1「輸入水産動物の着地検査指針」に基づき、着地検査を実施する。なお、輸入許可手続を担当した動物検疫所は、本要綱の別記1に基づき、仕向先の養殖場を管轄する都道府県に対して着地検査を実施するに当たり参考となる情報を提供する。

オ 着地検査場所となる養殖場の責任者は、管轄する魚病指導機関の指導の下、本要綱の別記1「輸入水産動物の着地検査指針」に基づき対象動物の健康観察等を実施し、魚病指導機関が必要に応じて実施する検査等に協力する。

カ 輸入者等は、輸出国における疾病の発生状況等に関する情報を日頃から収集し、水産動物の輸入に当たっては、特に我が国に未侵入の伝染性疾病等の発生状況や輸出国の養殖場等の防疫体制に十分留

意する。

キ 畜水産安全管理課は、生きている食用水産動物の輸入者等に対して、当該水産動物の日本到着から仕向先までの搬送の取扱いについて、当該水産動物や搬送に使用した水等を公共の用に供する水面に直接廃棄・排水することのないよう指導する。

ク 畜水産安全管理課は、輸入者等に対して、キの残さについて、養殖用の餌料として使用することのないよう指導する。

(3) 持続法規則に基づく特定疾病をはじめとする養殖水産動植物の疾病の発生予防

①防疫対策の推進方向

持続法規則で定められた特定疾病等の病性鑑定を迅速、かつ、的確に実施するための検査体制を整備し、これらの疾病の清浄性の確認、発生の有無、発生の動向等についての的確に把握することが重要となる。このため、魚病指導機関は養殖業者に対する衛生対策に関する普及啓発や巡回指導を行い、養殖業者は日頃から基本的な衛生対策を実践する。

②関係者の果たすべき役割

ア 畜水産安全管理課は、本要綱の別記2「特定疾病等のサーベイランス指針」に基づき、特定疾病をはじめとする養殖水産動植物の疾病についてのサーベイランスの実施について企画し、国内における疾病の清浄性、発生状況及び動向を的確に把握し、得られた結果については、国内関係者へ還元するとともに、OIE への報告を通じて

関係各国と疾病の発生状況等について共有する。なお、具体的なサーベイランスの実施内容については、畜水産安全管理課から各都道府県等関係者に別途通知する。

イ 畜水産安全管理課は、特定疾病等の早期発見、迅速かつ的確な防疫措置に資する検査方法、消毒等の開発を支援する。

ウ 魚病指導機関は、研究機関と連携して、特定疾病等に関する病性鑑定の迅速化・精度向上に向けた取組を推進する。

エ 都道府県は、魚類防疫員・魚類防疫協力員制度等を活用し、魚病指導機関等を中心とした都道府県内の防疫体制を整備するとともに、関係者と連携して特定疾病等の発生に関する情報収集、検査を実施するとともに養殖業者への衛生管理指導・啓発による疾病の発生予防、早期発見、まん延防止を推進する。特に、特定疾病の対象動植物を飼育する養殖場については、計画的に現地を巡回し、必要に応じて衛生指導等を実施する。

オ 都道府県は、業として養殖を行っている都道府県内の施設について、養殖している動植物種、所在地、飼養数量、親魚・種苗等の輸入や外部からの導入・移動履歴等について可能な限り把握するよう努める。

カ 養殖業者は、本要綱の別記3「養殖場における衛生対策指針」に基づき、日頃から基本的な衛生管理を実践し、日常の飼育管理、親魚や種苗等の輸入、外部からの導入・移動履歴、健康状態等について記録し、保管する。

キ 養殖業者は、特定疾病等に関する最新の知識を習得しつつ、これ

らの疾病の発生予防に努める。

(4) 養殖水産動植物の異状の早期発見、通知・届出、疾病発生時の迅速かつ的確なまん延防止

①防疫対策の推進方向

持続法規則で定められた養殖水産動植物の所有者又は管理者は、特定疾病が発生し、又はその疑いがあることを発見した場合は、遅滞なく都道府県知事へ届出し、都道府県は、必要に応じて移動自粛の要請を行うとともに当該動植物に対する検査を実施し、その結果、特定疾病がまん延するおそれがあると判断した場合には、移動制限、焼却・埋却処分、消毒等必要な措置を命ずる。

②関係者の果たすべき役割

ア 疾病の発見、通知・届出

(ア) 養殖業者等は、その所有し、又は管理する養殖水産動植物の異状を発見した場合には、直ちに管轄の都道府県又は魚病指導機関へ相談、又は通知するものとする。なお、「異状」と判断するに当たっては、本要綱の「Ⅱ 病性鑑定指針」等を参考に、高い死亡率又は死亡の継続、特定疾病が疑われる又は既知の疾病とは異なる具体的な臨床症状を把握する。

(イ) 養殖業者等から異状の通知を受けた魚病指導機関は、速やかに対応するために漁業協同組合等にも併せて連絡し、関係者への注意喚起に努め、養殖業者等関係者から、養殖水産動植物の異状発

生状況の概要（別記様式1）を聴取するとともに、当座の措置として、必要に応じて魚類防疫協力員の協力を得つつ、養殖業者等に対し、疾病のまん延防止に必要な移動の自粛等の措置を迅速に指導する。

（ウ）魚病指導機関は、異状のあった養殖水産動植物が、特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあると判断した場合には、養殖業者等に対して、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号。以下「持続法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、文書（別記様式2）又は口頭で都道府県に届け出るよう指導するとともに、引き続き、疾病のまん延防止に必要な指導を行うものとする。養殖業者等の届出が口頭である場合には、届出を受けた都道府県は、届出事項を正確に記録（別記様式3）するものとする。

イ 養殖場への立入検査等

（ア）都道府県は、養殖業者からの相談、通知・届出を受け、異状の発生状況の概要（別記様式1）を聴取又は書面で確認し、特定疾病の疑いがあると判断した場合は、速やかに魚類防疫員等の水産防疫の専門的知識や経験を有する者を現地へ派遣する。

（イ）派遣された魚類防疫員等は、現地の立入検査を実施して当該養殖水産動植物の健康状態等を確認するとともに、養殖業者への事情聴取、本要綱の別記3「養殖場における衛生対策指針」の養殖水産動植物の観察記録・飼育管理記録、外部からの親魚、種苗等の導入履歴等必要な資料の確認を行い、必要に応じて特定疾病についての精密検査を実施するための採材を行う。この際、養殖業

者が協力しない場合には、当該養殖業者に対して持続法第7条の2第2項に基づき検査を受けるべき旨を命令することができる（別記様式4）。

(ウ) 都道府県は、養殖業者に対して、精密検査の結果が出るまでの間の当該養殖水産動植物の移動自粛等の防疫措置の実施を要請する。

(エ) 立入検査を行う者は、魚類防疫員等の特定疾病に関する専門的知識を有する者を含み、業務の質、量等を考慮して極力複数人で対応することとし、立入検査を実施するに当たっては、病原体を拡散させないよう必要な消毒等を徹底し、慎重に対応する。なお、当該立入検査の事務は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項第13号の「公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導」に該当するため、行政手続法の規定は適用されないが、立入検査事務の強権性にかんがみ、検査する相手方に対し、検査を実施するに当たっては、持続法第10条第2項に基づき身分証明書を携帯し、掲示するとともに、趣旨を十分説明する等、慎重に対応する必要がある。

(オ) 特定疾病の発生が確認された場合、疾病のまん延防止等の措置を迅速かつ的確に行うために、立入検査を実施した養殖場と関連する水系や周辺の養殖関連施設の動植物の飼育状況等を総合的に

勘案して、特定疾病の病原体に汚染された可能性のある場所を疫学関連場所として選定し、関係する養殖業者、部局等と連携して水産動植物の健康状態の確認や必要に応じて立入検査や検査等を速やかに実施する。

ウ 異状発生時の報告等

(ア) 都道府県は、養殖業者から水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあるとの届出を受けた場合、畜水産安全管理課及び関係都道府県に必要な疫学関連情報を速やかに報告（別記様式5）する。

(イ) 畜水産安全管理課は、異状が確認された養殖場の水産動植物が他都道府県の養殖場等へ移動していることが確認された場合、関係都道府県と防疫対応について協議する。

エ 特定疾病の検査

(ア) 魚病指導機関は、当該養殖水産動植物について特定疾病にかかっているか否かについて本要綱の「Ⅱ 病性鑑定指針」に基づき検査を実施する。この際、水産技術研究所は、魚病指導機関に対して必要に応じて技術的支援をするとともに、特定疾病にかかっているか否かについての確定診断を行う（ただし、コイヘルペスウイルス（KHV）病及びマボヤの被囊軟化症については、水産技術研究所によって実施された KHV 病及びマボヤの被囊軟化症の診断技術認定テストに合格した者に限り、同研究所に代わって確定診断を行うことができる。）。魚病指導機関が水産技術研究所に確定診断等を依頼する際には、検体の採材方法、部位、数量、保管

温度等的確な検査の実施に必要な事項を確認した上で送付することとし、別記様式6に必要事項を記載し、検体に添付する。なお、送付に当たっては特定疾病の病原体を含んでいる可能性に十分配慮し、散逸防止を徹底すること。水産技術研究所は、依頼を受けた検査結果が出次第、検査を依頼した都道府県に対して速やかに報告をする。

(イ) (ア) の結果、陽性が確認された場合については、都道府県は、検査結果を畜水産安全管理課及び関係都道府県へ速やかに報告（別記様式7）するとともに、関係者と連携してオ～クの具体的なまん延防止措置についての対応を協議する。

(ウ) (ア) の結果、陰性が確認された場合については、都道府県は、検査結果を畜水産安全管理課及び関係者へ速やかに報告（別記様式8）するとともに、移動自粛等の防疫措置を解除する。なお、都道府県は、当該養殖業者に対し、持続法第7条の2第2項に基づく検査を命令した場合、養殖業者の求めに応じて、持続法9条の3の規定に基づく都道府県知事の検査証明書（持続法規則別記様式第1号）を交付する。

オ 移動制限又は禁止

都道府県は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、当該特定疾病にかかり、若しくはかかっている疑いがあり、又は当該特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し関係者と協議の上、特定疾病のまん延を防止するために必要な限度において、当該養殖水産動植物の移動の制限又は禁

止を命ずる（別記様式9）。なお、持続法第8条第1項第3号の「特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物」とは、当該特定疾病に感受性のある養殖水産動植物であって、発生養殖場の近傍の同一水系に所在する等、既に病原体にさらされた可能性がある都道府県が指定する区域にある養殖水産動植物を指す。

カ 検査、注射、薬浴又は投薬

都道府県は、持続法第9条の2第1項の規定に基づき、当該特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、関係者と協議の上、特定疾病のまん延を防止するために必要な限度において、当該養殖水産動植物への有効な検査、注射、薬浴又は投薬によるまん延防止措置を命ずる。その際、本措置を受けた養殖業者が求めた場合には、同法第9条の3の規定により、注射（薬浴、投薬）証明書（持続法規則別記様式第2号）を交付しなければならない。

キ 殺処分、死体、汚染物品の焼却等

都道府県は、特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、関係者と協議の上、特定疾病のまん延を防止するために必要な限度において、当該養殖水産動植物の焼却、埋却その他の特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法による処分を命ずる。都道府県及び魚病指導機関は、日頃から収集している情報を十分に活用して、対象養殖業者等と協議しつつ、必要な防疫措置を検討することとし、特に、持続法第8条第1項第2号の「その他特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法」

については、畜水産安全管理課及び水産技術研究所と慎重に協議するものとする。

当該養殖業者は、まん延防止措置を効果的かつ的確に実施するため、都道府県の監督の下で、原則として現地又はその近くにおいて自ら焼却、埋却その他特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法により処分を行うこととし、処分場所までの運搬に当たっては、密閉容器等病原体が散逸しないよう注意する。また、処分場所の選定に当たっては、a) 埋却の場合は土質、地下水及び水源との関係、b) 焼却の場合は火災予防、c) 薬剤使用する場合は適切な使用、d) その他の方法による場合は病原体の確実な感染性の喪失、e) 廃棄物としての取扱い等について留意する必要がある。

なお、感染水産動物を飼料原料へ活用する場合には、「コイヘルペスウイルス（KHV）病感染魚の飼料への活用に係る調査の実施について」（平成15年11月25日付け15消安第3615号農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知）の別紙「コイヘルペスウイルス（KHV）病感染魚の飼料原料への活用に係る指導・確認における留意事項について」に従うものとし、飼料原料以外の加工原料等へ活用する場合には、同留意事項に準じて取扱いを検討するものとする。

ク 消毒

都道府県は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、当該特定疾病にかかり、若しくはかかっている疑いがあり、又は当該特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し関係者と協議の上、特定疾病のまん延を防止するた

めに必要な限度において、特定疾病の病原体が付着し、又は付着しているおそれのある漁網、いけすその他持続法規則第5条各号に掲げる物品の消毒を行い、病原体の拡散防止に留意して、病原体が付着しているおそれのある器具、衣類等は煮沸や消毒液への浸漬などを適切に行い、発生施設からの飼育水の排水等については原則消毒を行うことを命ずる。

ケ まん延防止措置の実施に当たっての注意

まん延防止措置を実施する場合、この措置が水産防疫上必要なものであることを説明し、所有者等に課せられた義務は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てができないものであることを告げる必要がある。なお、当該特定疾病のまん延防止措置の命令は、行政手続法上の不利益処分にあたるが、同法第13条第2項第1号の「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、意見陳述のための手続を執らなくてよい。しかし、同法第14条の「不利益処分の理由の提示」の規定は適用されること、また、当該事務の強権性にかんがみ、命令の相手方に対し、事前に趣旨を十分説明する等慎重な運用を図る必要がある。

コ 防疫措置の実施報告

持続法第8条第2項（同法第9条の2第2項で準用する場合を含む。）の規定に基づくオ〜クの防疫措置を実施した場合は、畜水産安全管理課及び関係都道府県に速やかに報告（別記様式10）する。

サ 報道機関への公表

特定疾病発生、まん延防止措置等の公表については、畜水産安全管理課及び当該都道府県において協議して行うこととする。

シ 移動制限等の規制解除

都道府県は、キ及びクの防疫措置が完了した後に、オの規制解除の要件、時期等について、特定疾病の特性やまん延状況を踏まえ、養殖業者等関係者や必要に応じて畜水産安全管理課と協議の上、規制解除を行い、その旨を関係都道府県に通知する。

ス 発生の原因究明

(ア) 畜水産安全管理課、都道府県及び魚病指導機関は、特定疾病（我が国既発生のものを除く。）などの疾病の発生が確認された場合、直ちに発生養殖場に関する疫学情報の収集、水産動物の移動、使用水・飼料の利用状況、物品の移動、感受性動物の分布、気象条件等に関する網羅的な調査を水産技術研究所等と連携して実施する。

(イ) 畜水産安全管理課は、(ア)の疫学調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要に応じて水産防疫専門家会議の委員等の専門家からなる疫学調査チームを設置する。同チームは、必要な助言・指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ、疾病発生の原因究明の分析・取りまとめを行う。

セ 防疫措置に必要な人員の確保

(ア) 都道府県は、発生養殖場における防疫措置、移動制限の実施、疫学調査等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。

(イ) (ア) について、当該都道府県のみでは発生養殖場における防疫措置、周辺養殖場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、他の都道府県等からの職員の派遣要請の実施について、畜水産安全管理課と協議する。

ソ 水産動植物の評価

まん延防止措置により処分した水産動植物の評価額の決定については、「特定疾病まん延防止措置の運用について」（消費・安全対策交付金実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 消安第 10272 号農林水産省消費・安全局長通知）別添 5－1）に従うものとする。

(5) 疾病に関する研究や検査方法等の開発の推進及び防疫対策を担う人材育成

①防疫対策の推進方向

疾病に関する研究や精度の高い診断技術、検査方法等の開発を推進するとともに、現場レベルの防疫対策の中核的役割を担う人材を育成することで防疫体制の強化を図る。

②関係者の果たすべき役割

ア 水産技術研究所は、特定疾病等の確定診断を担うとともに、大学等の他の研究機関と密に連携しつつ、疾病の発生予防、疾病診断及びまん延防止に寄与する研究や技術開発を推進する。なお、水産技術研究所より認定を受けた者は、同所に代わって確定診断を行うことができるものとする。

イ 畜水産安全管理課は、疾病の発生予防、疾病診断及びまん延防止に寄与する研究や技術開発を支援する。

ウ 畜水産安全管理課は、魚類防疫協力員や魚類防疫士など現場レベルの防疫対策の中核的役割を担う人材の育成を支援する。

(6) リスク評価の実施

①防疫対策の推進方向

科学的知見に基づいた疾病のリスク評価を継続的に実施し、リスク評価結果を踏まえたリスク管理措置の必要性の有無について検討する。

②関係者の果たすべき役割

畜水産安全管理課は、必要に応じて、水産防疫、水産業の有識者で構成される水産防疫専門家会議を開催し、収集した科学的知見に基づいたリスク評価を実施する。リスク管理措置が必要と判断された場合は、対象疾病、輸入防疫対象動物、特定疾病の対象となる水産動植物等を見直すとともに、必要に応じて本要綱や新たな指針等の策定や見直しを行う。

3 新疾病への対応

(1) 防疫対策の推進方向

新疾病とは、既知の伝染性疾病とその病状が明らかに異なる養殖水産動植物の疾病のことである。新疾病が発生した場合、早期に疾病の存在を発見し、まん延防止措置を行いつつ、病原体を特定して病性を把握することが必要となることから、関係者が連携して対応する。

(2) 関係者の果たすべき役割

①養殖業者による報告、魚病指導機関による巡回調査、立入検査等により、新疾病の発生が疑われた場合は、都道府県は、遅滞なく別記様式 11 の内容を聴取等により確認する。

②都道府県は、①により新疾病の発生が疑われた場合は、畜水産安全管理課に①について速やかに報告するとともに、水産技術研究所に連絡し、病性鑑定を依頼する。

なお、病性鑑定材料の送付に当たっては、本要綱の 2 (4) ②エ(ア) に準じて行うこと。

③水産技術研究所は、②について病性鑑定を実施し、当該都道府県及び畜水産安全管理課に病性鑑定の実施状況や結果等について報告する。

④都道府県は、新疾病の病性が確認されるまでの間、当面の対応について、畜水産安全管理課、水産技術研究所等と協議し、当面の防疫措置を当該養殖業者及び関係者に指示する。

⑤都道府県は、水産技術研究所が実施する病性鑑定の結果を踏まえ、新疾病が発生したと認めた場合は、遅滞なく畜水産安全管理課に別記様式 11 号により報告する。

⑥畜水産安全管理課は、当該都道府県以外での当該新疾病の発生状況を把握するため、必要に応じて、その他都道府県への調査依頼を実施する。

⑦公表については、畜水産安全管理課及び当該都道府県において協議して行うこととする。

⑧畜水産安全管理課は、新疾病の病性が特定疾病と同等であると判断したときは、特定疾病に追加することを検討するものとする。

4 特定疾病以外の定着している疾病への対応

既に国内で発生が確認されており、かつ、各地で発生して持続的養殖生産の障害となっている疾病については、特定疾病以外の疾病であっても可能な限り発生が拡大しないように適切な対策をとる必要がある。都道府県においては、持続法第 10 条に基づく立入検査等及び同法 11 条に基づく報告聴取の積極的な実施等により、地域における疾病の発生状況の恒常的、かつ、的確な把握に努めるとともに、これに基づく効果的な発生予防措置、被害を最小限に抑える措置等に関する指導に努めるものとする。

特に注意すべき疾病に関しては、別途防疫対策を定めた上で、必要な措置を講じる。

別 紙

生きている食用水産動物のうち輸入許可を受ける必要がない

国内の保管施設にかかる要件

水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林水産省令第 44 号）第 1 条第 1 項の表に掲げられた生きている水産動物のうち、食用に供するものであって、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものを除くもの（以下「生きている食用水産動物」という。）であって、同規則第 1 条第 2 項第 1 号の「生きている水産動物（食用に供するものにあつては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。）」に該当しないものとは、下記の要件を満たすものをいい、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく農林水産大臣の輸入許可を受ける必要はないものとする。

また、本件に係る輸入者等からの照会については、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）が対応することとし、同課は、輸入許可を受ける必要の有無について、輸入に先立ちあらかじめ確認することとし、その結果を輸入者等に回答するとともに、動物検疫所と共有するものとする。

記

- 1 生きている食用水産動物を輸入後に一時的に保管する場合の施設において使用する飼育水の排水処理については、以下の要件のうち、いずれかに該当

する施設であること。

- (1) 飼育水を公共の用に供する水面（海、湖沼、河川）に排水することなく、全量下水道に排水される構造となっている。
- (2) 排水する飼育水は、輸入防疫対象疾病の病原体を殺滅できる方法で全量処理した後に排水される構造となっている。

2 生きている食用水産動物の輸入後の一時保管施設の責任者は、以下について協力すること。

- (1) 畜水産安全管理課が必要に応じて実施する現地調査や指導に協力すること。
- (2) 保管施設の構造について、1の要件を満たすことができなくなった場合については、速やかに畜水産安全管理課に連絡をすること。

輸入水産動物の着地検査指針

<目 的>

養殖の用に供することを目的に輸入された水産動物について、輸入された後も仕向先の養殖場において引続き健康状態、移動等について監視し（以下「着地検査」という。）、飼育環境の変化等により新疾病を含めた疾病が万が一発生した場合に、早期に発見し、迅速にまん延防止措置を講じることを目的とする。

1 着地検査の対象動物

養殖の用に供することを目的に輸入された水産資源保護法施行規則（昭和27年農林水産省令第44号。以下「水資法規則」という。）第1条第1項の表に掲げる水産動物であって、生きているもの（輸入許可後に、直接店頭等で観賞用として販売されるものを除く。）（以下「着地検査対象動物」という。）。

2 着地検査のための場所・期間

（1）着地検査を実施する養殖施設等（以下「着地検査場所」という。）の要件

- ① 内水面養殖の場合、仕向先の養殖場等において万が一疾病が発生した場合であっても既に飼育されている水産動物に疾病が水平感染しないように隔離して飼育することが可能な施設内であることが望ましい。

- ② 海面養殖の場合、仕向先の養殖場等において既に飼育されている水産動物と区別して飼育することが可能な施設内であることが望ましい。

(2) 着地検査場所を決定するに当たり留意すべき事項

仕向先の養殖場を管轄する都道府県水産防疫担当部署（以下「着地検査管轄都道府県」という。）は、水産防疫に関する検査・指導等を行う都道府県の水産試験場等（以下「魚病指導機関」という。）と連携して着地検査対象動物の輸入者（申請者）が、3（1）の輸入許可申請時に動物検疫所に提出する書類を参考に、当該動物が仕向けられる前にあらかじめ着地検査場所の責任者と2（1）について調整した上で着地検査場所を決定する。

(3) 着地検査期間

着地検査期間は、着地検査場所に着地検査対象動物が到着した後、また、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第14条第1項に基づく管理命令（以下「管理命令」という。）による管理飼育を行う場合はその期間（以下「管理飼育期間」という。）を含めて、原則として、概ね6か月間とする。

3 動物検疫所の役割

動物検疫所は、以下について着地検査管轄都道府県と情報を共有する。

- (1) 動物検疫所は、着地検査対象動物の輸入者（申請者）に対して輸入許可申請時に提出した必要書類（輸入許可申請書、輸出国政府発行の検査証明書等）の写しを当該動物の着地検査管轄都道府県に送付するよう依頼することとし、あらかじめ当該動物に関する基本情報（輸出国、動物

種、数量、搭載日・場所、輸送方法、到着日・場所、輸出国における精密検査結果等) を着地検査管轄都道府県と共有する。

(2) 動物検疫所は、当該動物の日本到着時に実施する目視検査の結果及び輸入許可証(写し)を、着地検査管轄都道府県に送付し、情報を共有する。

(3) 動物検疫所は、輸入許可後に管理命令による管理飼育を実施した場合については、管理飼育期間中の着地検査対象動物の健康観察記録や必要に応じて実施する精密検査結果等の管理飼育を終了した後に実施する着地検査の際に参考となる情報について、着地検査管轄都道府県に送付し、情報を共有する。

4 輸入者(申請者)等の役割

着地検査対象動物の輸入者(申請者)等は、3(1)の着地検査対象動物の輸入許可申請を、動物検疫所が別途定める期日までに行うとともに、以下について動物検疫所及び着地検査管轄都道府県に協力する。

(1) 3(1)の着地検査対象動物の輸入許可申請に先立ち、着地検査場所の責任者に対して、2(1)の着地検査場所を決めるに当たり、あらかじめ着地検査管轄都道府県及び担当魚病指導機関と調整するよう助言する。

(2) 輸入許可申請書を動物検疫所に提出する際、併せて輸入許可申請に必要な書類(輸入許可申請書、輸出国政府発行の検査証明書等)の写しを当該

動物の着地検査管轄都道府県に送付し、担当魚病指導機関と共有する。

- (3) 着地検査対象動物の着地検査場所までの搬送に当たっては、搬送に使用した水等を公共の用に供する水面に直接排水することのないよう、輸送担当者等に協力を依頼する。

5 都道府県の役割

着地検査管轄都道府県は、担当魚病指導機関と情報を共有するとともに、連携して以下について対応する。

(1) 目視観察等による健康状態の把握、検査の実施

- ① 着地検査管轄都道府県の魚病指導機関は、着地検査対象動物が着地検査場所に到着後、可能な限り速やかに着地検査場所への立入り、若しくは着地検査場所の責任者からの電話報告等により、当該動物の健康状態等を確認し、飼育水温、飼育管理状況（飼育密度、給餌、投薬、ワクチン接種、消毒・清掃の実施等）、飼育環境（水質、赤潮など）等を含め記録し、少なくとも3年間保管する。

- ② 着地検査管轄都道府県の魚病指導機関は、着地検査期間中、着地検査対象動物の健康状態等について着地検査場所の責任者からの定期的（概ね月に1度）な報告や着地検査場所への立入検査により確認し、飼育水温、飼育管理状況（飼育密度、給餌、投薬、ワクチン接種、消毒・清掃の実施等）、飼育環境（水質、赤潮など）等を含め記録し、少なくとも3年間保管する。

③ 着地検査管轄都道府県の魚病指導機関は、着地検査対象動物が特定疾病等にかかっている疑いがあると判断した場合は、速やかに着地検査管轄都道府県に連絡し、連携して対応を協議の上、着地検査場所の立入検査等を実施して、当該動物の健康状態等を確認するとともに、必要に応じて精密検査を実施し、着地検査管轄都道府県は水産防疫対策要綱の2（4）に基づき、速やかに畜水産安全管理課に報告する。

④ 着地検査管轄都道府県の担当魚病指導機関は、着地検査場所の責任者に対して水産防疫対策要綱の別記3「養殖場における衛生対策指針」に基づく指導を行う。

（2）着地検査期間中の着地検査対象動物の移動自粛

① 着地検査管轄都道府県の担当魚病指導機関は、着地検査場所の責任者に対して、着地検査期間中の着地検査対象動物については、原則着地検査場所のみで飼育し、食用として出荷される場合を除き、可能な限り着地検査場所以外への移動を自粛するよう要請する。

② やむを得ず着地検査期間中に着地検査対象動物を移動する場合は、当該動物の移動先の着地検査場所を管轄する都道府県において、引き続き着地検査を実施することとし、移動先の着地検査場所を管轄する都道府県においても、移動履歴とともに当該動物の健康状態等について記録し、少なくとも3年間保管する。

6 着地検査場所の責任者の役割

着地検査場所の責任者は、着地検査管轄都道府県の担当魚病指導機関の指導の下、以下について実施する。

- (1) 着地検査管轄都道府県が行う 2 (2) の着地検査場所の決定に当たっては、2 (1) の要件を踏まえたものとなるよう担当魚病指導機関に協力する。
- (2) 着地検査期間中は、当該対象動物の健康観察を行い、飼育状況（飼育水温、飼育密度、給餌、投薬、ワクチン接種状況、消毒・清掃の実施状況、水質、赤潮等）を含め記録し、少なくとも3年間保管する。異状を認めた場合は、速やかに着地検査管轄都道府県の担当魚病指導機関に連絡する。
- (3) 着地検査管轄都道府県の担当魚病指導機関が実施する着地検査場所への立入検査や必要に応じて実施する精密検査に必要な検体の採材について協力し、(2) の記録の提示を求められた場合は協力する。
- (4) 着地検査期間中の当該対象動物の当該場所以外への移動は自粛する。ただし、やむを得ず移動する必要がある場合については、着地検査管轄都道府県の担当魚病指導機関と 5 (2) の要件を踏まえた移動について調整した上で（移動により着地検査管轄都道府県が変わる場合については、移動先の養殖場等を管轄する都道府県にも了解を得た上で）実施する。

特定疾病等のサーベイランス指針

<目 的>

本指針は、特定疾病等に関する疾病調査の基本的な考え方を示したものである。

1 定義

本指針において「サーベイランス」とは、特定疾病をはじめとする我が国の水産養殖業にとって重要な疾病について、国内における清浄性、発生状況及び動向を把握するために統一的な手法を用いて検査し、得られた情報を継続的に収集、分析及び評価する手段をいう。

2 サーベイランス実施地域及びその対象疾病

サーベイランスは、特定疾病のほか、OIE リスト疾病その他重要とされる疾病を対象とし、疾病ごとの発生状況、地理的分布等必要な事項を総合的に勘案し、全国を対象に行う。

実施に当たっては、その目的、対象となる動物種、範囲、検査方法、判定等の詳細な事項について、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所（以下単に「水産技術研究所」という。）等研究機関及び水産動物疾病

の専門家と連携して農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）が策定し、都道府県水産防疫担当部署（以下「都道府県」という。）等関係者に毎年度別途通知する。

また、畜水産安全管理課は、水産技術研究所等の研究機関と連携し、平時より海外における疾病に関する情報の積極的な収集に努め、我が国への侵入の危険度が高まり、新たにサーベイランスが必要と判断された場合は、別途サーベイランス実施の詳細について、関係者に通知する。

3 サーベイランス実施の手順

サーベイランスの実施に当たっては、以下（１）～（６）の基本的事項に留意して、円滑な推進を図るものとする。

（１）サーベイランスの目的の設定

畜水産安全管理課は、サーベイランスの実施に当たり、疾病ごとにどのような目的で特定疾病等の清浄性、発生状況、動向を把握するかについて、サーベイランス実施関係者（養殖業者、都道府県、水産技術研究所等研究機関）に対して明確に示すこととする。

（２）サーベイランス実施計画の策定及び実施に当たっての留意点

サーベイランス実施計画の策定及び実施に当たっては、以下の点に留意して行うことが重要である。

- ① サーベイランス全体の構成（手順）は可能な限り単純にし、容易に実施することが可能なものとする。
- ② サーベイランスの実施に柔軟性をもたせ、サーベイランスに関わる者

からの意見をフィードバックすることにより改善を行う。

- ③ サーベイランスに関わる者の理解が得られるよう、データの収集、情報の提供に当たり関係者や組織の役割とその重要性を明確にする。
- ④ 収集するデータの種類、診断基準の定義等を明確にする。
- ⑤ サーベイランスの実施で得られた結果が、母集団を代表するものとなるような標本抽出方法を選択し、都道府県間で誤差が生じないようにする。
- ⑥ データの収集から対策の実施までの各段階の措置が迅速に行えるようにする。
- ⑦ 時間的分布を把握するため、疾病の特性に応じ、計画的にデータを収集する。

(3) 検査の実施に当たっての考え方

サーベイランスの検査実施に当たっては、疾病ごとに以下の基本的事項に留意して、本要綱の「Ⅱ 病性鑑定指針」又は科学的知見に基づく方法により検査を実施することが重要である。

- ① サーベイランス実施区域の設定に当たっては、国内外の疾病発生状況、疾病の伝播力、水産動物の飼育状況等について十分配慮するとともに、検査目的に適合した区域を選び、可能な限り対象とする母集団全体の状況等を把握するよう考慮する。
- ② 検査に当たっては、サーベイランスの目的に応じて適切な標本の抽出方法及び検査方法を選択して実施するものとする。
- ③ 検査のための採材時期の設定は、疾病ごとの発症温度、隣接区域の飼

育状況、水産動物の移動履歴等を考慮して水産動物が病原体に暴露する可能性がもっとも高い時期とする。

(4) 検査結果の報告及び集計

サーベイランス実施担当者は、サーベイランスの検査結果を取りまとめ、毎年度別途通知する報告方法に従って畜水産安全管理課に報告する。

(5) 集計された結果の分析及び評価

畜水産安全管理課は、水産技術研究所及び水産動物疾病の専門家と連携を図りつつ、科学的・客観的に分析及び評価を行い、疾病に関する疫学的考察、現在の防疫措置の評価あるいは今後の防疫措置の選定、さらには、防疫体制を強化するための発生予察手法の確立等に活用する。

(6) 都道府県への情報の還元、国際機関等への情報の提供

畜水産安全管理課は、取りまとめた評価結果を都道府県等関係者へ還元するとともに、必要に応じて **OIE** を通じて各国へ情報提供する。

養殖場における衛生対策指針

<目 的>

新疾病を含め、養殖水産動植物の疾病の発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合であっても早期に発見し、迅速にまん延防止措置を講じることが可能となるよう、養殖業者自らが日頃から実践すべき衛生管理の基本を示し、全ての関係者が一体となって水産防疫に取り組むことを目的とする。

1 水産防疫に関する情報収集

養殖業者は、都道府県水産防疫担当部署（以下「都道府県」という。）等が開催する講習会への参加、農林水産省、都道府県、研究機関等のホームページに掲載されている水産防疫に関する情報を参考に、養殖水産動植物の持続的養殖生産確保法施行規則に定められた特定疾病等についての特徴的な症状や予防に関する知見を深め、国内外の疾病発生状況等を確認しつつ、自衛防疫に努める。

2 疾病の発生予防に向けた基本的な取組み

(1) 一般衛生管理

養殖業者は、養殖場の周辺海域、河川等の衛生環境を把握し、各種疾病の誘発原因となる飼育水の水質、飼育密度等に留意し、いけす、養殖施設、

養殖資機材、保管施設等の清掃、消毒などの衛生管理を徹底し、また、死亡や伝染性疾病に伴う臨床症状を示した魚等を放置することなく適切に回収、処分して、衛生的な飼育環境整備に努める。

(2) 外部からの親魚、種苗等の導入

① 養殖業者は、親魚、種苗等を外部から導入する際、あらかじめ導入元での管理状況（導入履歴、疾病の発生状況、衛生管理状況等）を確認し、既に飼育している水産動物と一定期間隔離（海面養殖の場合は区別）して飼育するよう努めるとともに、次に掲げる事項を記録し、少なくとも3年間保管する。また、都道府県が導入記録の閲覧や立入検査を求めた場合は協力する。

ア 導入日時

イ 導入元名、住所

ウ 動物種、成長段階（発眼卵、幼生、稚魚、幼魚、月齢など）、数量

エ 水産動物の健康観察、飼育環境（飼育水温等）、消毒等の処置等

② 海外から親魚、種苗等を輸入している場合で、その動物種が水産資源保護法に基づく輸入防疫対象疾病の対象動物に該当する場合については、養殖業者は、水産防疫対策要綱の別記1「輸入水産動物の着地検査指針」に基づき、都道府県の行う着地検査に協力する。

(3) 餌料の使用、保管

養殖業者は、餌料の原材料（動物種）、原産国、名称、ロット番号、製造

会社（販売元）、流通ルート等を把握した上で使用し、水産防疫上適切な場所と温度で保管する。

3 水産動植物の健康観察と異状が確認された場合の対応

(1) 水産動植物の健康観察・飼育管理

養殖業者は、日常より水産動植物の健康状態を観察するとともに、次に掲げる事項を記録し、少なくとも3年間保管する。また、都道府県が導入記録の閲覧や立入検査を求めた場合は協力する。

- ① 水産動植物の健康状態、異状の有無
- ② 飼育水温等の飼育環境の状況
- ③ 死亡数
- ④ 養殖場所の移動・出荷等（具体的な場所）
- ⑤ 疾病の検査履歴（サンプル場所、数量、検査場所、検査項目・結果等）
- ⑥ 都道府県の立入検査履歴（年月日、指導事項等）

(2) 水産動植物に異状が確認された場合の対処

養殖業者は、水産動植物の健康状態が通常と異なる場合や、死亡数が増加するなど疾病の疑いがある場合は、速やかに都道府県（最寄りの水産試験場等）に連絡し、相談する。

4 水産用医薬品の適正な使用

養殖業者は、水産用医薬品（特に、ワクチン、抗菌剤）について、所管の水産試験場、家畜保健衛生所等指導機関の指導を受けて購入し、承認された

用法・用量並びに使用上の注意及び使用期間・休薬期間について遵守して使用するとともに、使用状況を記録し、少なくとも2年間保管する。

なお、水産用医薬品の使用に当たっては、「水産用医薬品の使用について」（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課発刊）を参照されたい。

別記様式 1

養殖水産動植物の異状の発生状況概要

報告日 年 月 日

氏名：

養殖場名		代表者	
所在地	電話 ()		

1 飼育・生産

飼育魚種	主管理者	労務	自家人、雇人
(記入例)	(記入例)		
ニジマス	飼育形態	出荷形態	
イワナ	・種卵生産	・鮮魚出荷	
ヤマメ	・市場出荷	・活魚出荷	
コイ	・食用魚生産	・その他	
クルマエビ	・発眼卵購入		
その他	・稚魚購入		
	・成魚購入		

2 飼育池 (合計面積 m²)

	面積m ²	面数	総面積m ²	疾病の発生状況
稚魚池				
成魚池				
親魚池				
蓄養池				

3 使用水

種類	水量	水温	用途	病原体汚染の有無
				有・無・不明

*種類：湧水、地下水、河川水、海水、その他から記入

4 概要図

注入路・・・青色 用水の種類①
 排水路・・・赤色 ②
 防疫（隔離）施設・・・緑色 ③
 発生場所・・・◎印

5 飼育・生産状況表（ 年）

項目 魚種名	発眼卵 (万)		稚魚 (万尾)		親魚 千尾	備考 (種卵、種苗購入先)
	自家	導入	自家	導入		
.....						
.....						

6 生産量・出荷量（ 年）

項目 魚種名	発眼卵 (万)		稚魚 (万尾)		食用魚 (ト)	備考 (出荷先) (購入先)
	自家	出荷	自家	出荷		
.....						
.....						

7 指導記録

年 月 日	指導内容
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

別記様式 2

特定疾病の発生又は発生疑いの届出書

年 月 日

〇〇〇県（都道府）知事 殿

（届出者）住所：

氏名：

持続的養殖生産確保法第7条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

2 養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある特定疾病の種類

3 養殖水産動植物の種類

4 養殖水産動植物の所在地

5 養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態

6 その他参考となるべき事項

侵入経路の推定に必要な資料（種苗等の導入元、出荷先、投薬記録、へい死数の推移、飼育経過等）

別記様式 3

特定疾病の発生又は発生疑いの届出書（記録用）

年 月 日

（口頭届出受理者）所属：

氏名：

持続的養殖生産確保法第7条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり特定疾病の発生又は発生疑いの届出を口頭で受けたので記録する。

記

1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

2 養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある特定疾病の種類

3 養殖水産動植物の種類

4 養殖水産動植物の所在地

5 養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態

6 その他参考となるべき事項

侵入経路の推定に必要な資料（種苗等の導入元、出荷先、投薬記録、へい死数の推移、飼育経過等）

別記様式 4

特定疾病の届出にかかる検査命令書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇知事

持続的養殖生産確保法第7条の2第2項の規定に基づき、下記の検査を受けるべき旨を命ずる。

記

1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

2 養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある特定疾病の種類

3 養殖水産動植物の種類

4 養殖水産動植物の所在地

5 検査内容（方法）

6 その他必要な事項

備 考

- この命令に不服があるときは行政不服審査法（昭和 37 年法律 160 号）の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。
- この命令の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇知事を被告として提起することができます。
- この命令に違反した場合は、所定の罰則が適用されます。

別記様式 5

特定疾病の発生疑いの報告（通報）書

番 号

年 月 日

水産安全室（関係都道府県水産主務部局） 殿

〇〇〇県（都道府）水産主務部局

特定疾病の疑いがある養殖水産動物の発見情報があったので、下記のように通知する。

記

- 1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

- 2 養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある特定疾病の種類
- 3 養殖水産動植物の種類
- 4 養殖水産動植物の所在地
- 5 養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態
- 6 その他参考となるべき事項
侵入経路の推定に必要な資料（種苗等の導入元、出荷先、投薬記録、へい死数の推移、飼育経過等）

別記様式 6

病性鑑定材料送付時の添付調書

(〇〇県)

養殖水産動植物所有者氏名：	住所：
養殖水産動植物の種類：	数量：
飼育形態：	
給餌の内容：	
水 温：	
病性鑑定材料：材料の種類	採取年月日
送付年月日	送付方法
発生の範囲、発生期間：	
発生の原因（推定）：	
へい死状況、症状：	
その他参考になる事項：	

採取、記帳者氏名：職名 _____ 氏名 _____

別記様式 7

特定疾病発生報告（通報）書

番 号
年 月 日

農林水産大臣（関係都道府県知事） 殿

〇〇〇県（都道府）知事

持続的養殖生産確保法第7条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり報告（通報）する。

記

- 1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

- 2 養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある特定疾病の種類
- 3 養殖水産動植物の種類
- 4 養殖水産動植物の所在地
- 5 養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態
- 6 その他参考となるべき事項
侵入経路の推定に必要な資料（種苗等の導入元、出荷先、投薬記録、へい死数の推移、飼育経過等）

* 関係都道府県への通報については、宛先を関係都道府県知事名とする。

別記様式 8

特定疾病の病性鑑定結果が陰性であった場合の報告（通知）書

番 号
年 月 日

水産安全室（関係都道府県水産主務部局） 殿

〇〇〇県（都道府）水産主務部局

年 月 日付け（番号）で通知した特定疾病の疑いがある養殖水産動植物
について、病性鑑定したところ、陰性の結果を得たので通知する。

まん延防止措置命令書

番 号

年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇知事

持続的養殖生産確保法第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置を命ずる。

記

- 1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

- 2 養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある特定疾病の種類
- 3 養殖水産動植物の種類
- 4 養殖水産動植物の所在地
- 5 まん延防止措置内容（方法）
- 6 その他必要な事項

備 考

- 1 この命令については行政不服審査法（昭和 37 年法律 160 号）による不服申立てをすることはできません。
- 2 この命令の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、〇〇〇〇〇〇〇〇知事を被告として提起することができます。
- 3 この命令に違反した場合は、所定の罰則が適用されます。

別記様式 10

特定疾病措置等報告（通報）書

番 号

年 月 日

農林水産大臣（関係都道府県知事） 殿

〇〇〇県（都道府）知事

持続的養殖生産確保法第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告（通報）する。

記

- 1 特定疾病の種類及び発生場所（市町村を記入）
- 2 対象となった養殖水産動植物の種類
- 3 命令を発した年月日
- 4 命令の内容
- 5 当該措置の実施状況及び実施の結果
- 6 その他必要な事項

* 関係都道府県への通報については、宛先を関係都道府県知事名とする。

新疾病の発生の届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣（関係都道府県知事） 殿

〇〇〇県（都道府）知事

新疾病の発生について、下記のとおり報告する。

記

1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

2 疾病の症状

3 養殖水産動植物の種類

4 疾病が発生した場所

5 養殖水産動植物が新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態

6 既に講じた措置又は講じようとする措置の内容

7 その他参考となるべき事項

侵入経路の推定に必要な資料（種苗等の導入元、出荷先、投薬記録、へい死数の推移、飼育経過等）

別記様式 10

特定疾病措置等報告（通報）書

番 号

年 月 日

農林水産大臣（関係都道府県知事） 殿

〇〇〇県（都道府）知事

持続的養殖生産確保法第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告（通報）する。

記

- 1 特定疾病の種類及び発生場所（市町村を記入）
- 2 対象となった養殖水産動植物の種類
- 3 命令を発した年月日
- 4 命令の内容
- 5 当該措置の実施状況及び実施の結果
- 6 その他必要な事項

* 関係都道府県への通報については、宛先を関係都道府県知事名とする。

新疾病の発生の届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣（関係都道府県知事） 殿

〇〇〇県（都道府）知事

新疾病の発生について、下記のとおり報告する。

記

1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

2 疾病の症状

3 養殖水産動植物の種類

4 疾病が発生した場所

5 養殖水産動植物が新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態

6 既に講じた措置又は講じようとする措置の内容

7 その他参考となるべき事項

侵入経路の推定に必要な資料（種苗等の導入元、出荷先、投薬記録、へい死数の推移、飼育経過等）